

『えひめ夢提案制度』 夢提案様式

提案主体名			提案主体分類コード	p 個人
提案の公開の可否	公開	※「非公開部分有り」の場合は、下記に理由を具体的に記入。		
要望事項(事項名)	自宅での飲食業開業		制度の所管・関係省庁	
根拠法令等	臨時出店許可	プロジェクト名		
提案分野	4. 商工業分野			
求める措置の具体的内容	<p>飲食店開業の条件付き規制緩和による地域振興を提案いたします。 屋外イベント等でも適応される「臨時出店」での許可範囲であれば、飲食店営業に必要な専用キッチンが無い自宅での飲食店営業を許可いただきたいと考えております。衛生面では屋外よりも好ましい環境ですし、人口の少ない地域での飲食店開業は投資額に見合う収益の算出が難しく、挑戦することさえ困難だからです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品衛生責任者は必要</li> <li>・条件不利地域での出店</li> <li>・事業主が、その分野での事業が初めてである場合</li> <li>・最長5年間(想定)の期限付き</li> </ul>			
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>愛媛県松野町に移住して3年目、私はコーヒー屋の開業を目指しています。 松野町には飲食店が少なく、滑床溪谷や天ヶ滝、続日本100名城「伊予の河後森城跡」、国の重要文化的景観「奥内の棚田と農山村景観」と素晴らしい観光資源にあふれており、行政と住民が団結し、私も地域おこし協力隊として観光振興に寄与すべく活動中です。しかしながら、観光に訪れる人がいても飲食店や商店が少ないために、経済効果を住民レベルでは実感できません。飲食店の減少は、観光客の減少・滞在時間の短縮に直結し、観光資源からの経済効果が生まれにくく、経済の衰退は地元観光資源を守る人を減らすことにも繋がります。 また、地域おこし協力隊として移住促進事業にも携わっていますが「移住して飲食店を経営したい」「仕事を探すのは難しいから起業したい」という声を耳にします。そういった希望をもつ人たちがさえも、過疎地での経営の難しさを考え、移住を躊躇している状況です。 私や移住者の飲食店開業には3つの壁があります。 ①専用の厨房を備えた設備環境を整えるために投資が必要。 ②過疎地域では、土地や家屋を購入しようとしても容易ではなく、空家を借りて改修しても、賃貸物件に対する投資なので、大家さんの資産になる。 ③人口が少ないため、見込まれる顧客数にも影響があり、投資額に対する事業計画が成立しにくい。 これは多くの自治体での共通課題です。 もし私の夢が叶えば、挑戦する人が増えるはずで、移住者も増えるかもしれません。適切な条件設置の下で規制緩和が実現すれば、地域振興と観光資源の保持に大きく貢献できると信じております。何卒、宜しく願い申し上げます。</p>			
提案が実現した場合に、補助制度「新ふるさとづくり総合支援事業」を活用して実施したい事業の概要(※該当がある場合のみ記載)				
最終回答	<p>食品営業施設の基準は、食品衛生法に基づき、「公衆衛生の見地から必要なもの」として、都道府県が条例で定めることとされています。 また、特設店舗等による臨時出店は、食品衛生法施行令で定められた営業に類似する行為に対して、食の安全を確保する見地から、反復性が低い、又は短期間のイベント等に付随した食品の販売を行う場合に限り認めています。 よって、今回御提案の自宅での飲食店営業を行う場合の許可の基準については、食品衛生法やこれに基づく条例で定められており、同法の目的である公衆衛生の見地以外の「条件」(営業地域等の規制又は緩和、営業許可申請者の要件設定等)は、同法に基づき県が定めることができる事項ではないことを御理解願います。</p>			
対応区分	A-5(対応不可)			